



規格

# FSC EUDR 対応モジュール (日本語参考訳)

FSC-STD-01-004 V1-0



---

タイトル： FSC EUDR 対応モジュール（日本語参考訳）

---

日付： 承認日：2024年6月5日

---

コメントの連絡先 FSC 国際事務局 – パフォーマンス&規格部  
Adenauerallee 134  
53113 Bonn  
Germany

電話 +49 -(0)228 -36766 -0

ファックス +49 -(0)228 -36766 -65

電子メール psu@fsc.org

---

## 1.1 版管理

---

公開日 2024年7月1日

---

発効日 2024年7月1日

---

版	説明	公開日
V 1-0	初稿	2024年7月1日

---

2024 Forest Stewardship Council. All Rights Reserved.  
FSC® F000100

発行者の書面による明示的な同意がない限り、この文書の著作物を配布、変更、送信、再利用、複製、再投稿、または公共目的または商業目的で使用することはできません。情報提供のみを目的として、この文書の個々のページを閲覧、ダウンロード、印刷、配布することは許されています。

## はじめに

Forest Stewardship Council (森林管理協議会, FSC)は、FSC 認証取得者が規則(EU)2023/1115(EUDR)の要求事項に適合するよう、FSC EUDR 対応モジュールを開発した。FSC EUDR 対応モジュールは、ユーザーが EUDR の規制環境を効果的にナビゲートできるよう力となり、法令遵守と持続可能性のベストプラクティスの両方をサポートする。FSC EUDR 対応モジュールは、以下の枠組み及び要求事項を設定する：

- 情報収集、リスク評価、リスク軽減を含む、EUDR 遵守をサポートするデューデリジェンスシステムを導入する、
- 地理的位置情報や生産時期など、製品の原産地に関する正確な情報を収集し、伝達する。
- 森林破壊のない原材料のみが FSC の CoC システムに入ることを保証する。

### 任意追加モジュール

FSC EUDR 対応モジュールは、森林管理、CoC、プロジェクト認証、管理木材に関する既存の FSC 認証要求事項に追加する補完的な規格である。これは単一の規格で、ユーザータイプごとに異なるセクションがある。

### FSC EUDR 対応モジュールの使用

このモジュールには、認証の種類や認証機関などのユーザーグループごとに分類された要求事項が含まれている。法的要求事項を既存の認証に追加される認証要求事項に変換することで、EUDR の遵守を求められる組織にメリットをもたらす。FSC EUDR 対応モジュールは製品を EU 市場に容易に投入できるようにしたい供給者も使用できる。

### 第三者評価

認定された認証機関がモジュールへの適合性を評価するため、FSC EUDR 対応モジュールに対する認証を選択する組織には、更なる保証が提供されます。認証機関がモジュールの要求事項への適合性を評価する一方で、EUDR への適合に関する最終的な決定は、担当の管轄当局に委ねられる。

### 関連表示

FSC EUDR 対応モジュールを採用する組織は、厳格な基準の遵守を示す EUDR 対応表示を認証製品の販売書類に利用できる。サプライチェーン全体が FSC EUDR 対応モジュールに照らして認証されている場合、認証取得者は製品が森林破壊を伴わないであることを保証するために FSC のシステムを使用していることを宣伝することができる。

### FSC を利用した EUDR 遵守への取り組みの合理化

FSC 認証取得者が EUDR の要求と自らの慣行を整合させようと試みる時、FSC EUDR 対応モジュールは厳格な責任ある林業慣行と EUDR の要求事項をつなぐ架け橋となる。このモジュールを採用することで、利用者は環境的・社会的責任へのコミットメントを再確認するだけでなく、EU 内外での違法木材取引の撲滅という包括的な目標にも貢献することができる。FSC は FSC トレース (ブロックチェーン) など、FSC EUDR 対応モジュールと組み合わせ使用できる他のツールも提供している。詳細は FSC ウェブサイト [connect.fsc.org](https://connect.fsc.org) を参照。

## 内容

はじめに	3
A.範囲	5
B.参考文献	6
C.用語と定義	7
D.略語	10
第 1 部 森林管理(FM)認証の追加要求事項	11
1.適用される森林管理規格	12
2.FSC-STD-30-010 V3-0 - 管理森林の管理	17
3.FSC-STD-30-005 - 森林管理グループ	18
第 2 部 - CoC 認証の追加要求事項	19
4.FSC-STD-40-004 - CoC 認証	20
5.FSC-STD-40-006 - プロジェクト認証規格	30
6.FSC-STD-40-005 - FSC 管理木材の調達に関する要求事項	34
第 3 部 - 商標に関する追加要求事項	35
7.FSC-STD-50-001 - FSC 商標の使用に関する要求事項	35
第 4 部 - 追加認定要求事項	36
8. FSC-STD-20-001 - General Requirements for FSC Accredited Certification Bodies	36
9. FSC-STD-20-007 - Forest Management Evaluations	38
10. FSC-STD-20-011 - Chain of Custody Evaluations	39
附則 1： EUDR の適用範囲外の組織には適用されない要求事項	42
附則 2： デューデリジェンス声明	44
附則 3： リスク評価の指標	45

## A. 範囲

本規格は、規則 (EU) 2023/1115 (本規格では「規則」、「本規則」または「EUDR」とも呼ばれる) に適合するために、FSC 認証を申請する組織または保有する組織が認証範囲を拡大するために自主的に使用するものである。

本規格の適用を選択する組織は、FSC 認証範囲及び規則 (EU) 2023/1115 に規定される組織の種類に応じて、本規格のすべての適用可能な要求事項への適合を実証しなければならない。

認証機関は、本規格に対する評価を行うか否かを選択することができる。CoC 認証の認定を受けた認証機関が本規格に照らして組織を評価することを選択した場合、その認定範囲には CoC のための管理木材調達が含まれなければならない。

FSC 森林管理 (FM) 認証を申請または保有する組織に対する整合要求事項は第 1 部に示す。

FSC CoC 認証を申請または保有する組織に対する整合要求事項は、第 2 部に示す。

FSC EUDR 対応モジュールの範囲内で、FSC 認証製品またはプロジェクトを宣伝するために FSC 商標を使用する組織に対する要求事項は、第 3 部に示す。

FSC 認定認証機関が本規格の適用を選択した組織の適合性を評価するための要求事項は、第 4 部に示す。

適用範囲、発効日及び期限、参考文献、用語及び定義、脚注、図、表、附則、適用上の注意を含め、特に断りのない限り、本規格のすべての側面は規準とみなされる。注釈、情報ボックス及び例は、規準とみなされない。

本規格は木材とゴムに焦点を当てている。カカオやコーヒーなど、規則 (EU) 2023/1115 の適用範囲に含まれるその他の品目が FSC 認証の適用範囲に含まれる場合、組織はこれらの品目についても適合性を実証する必要がある。

## B.参考文献

以下の参考文献は、本書の適用に不可欠なものである。

版番号のない参考文献については、参照された文書の最新版（改訂を含む）が適用される：

---

### 森林管理(FM)

---

該当なし                      該当する森林管理規格

---

**FSC-STD-30-005 V2-0**    森林管理グループ規格

---

**FSC-STD-30-010 V3-0**    森林管理規格

---

**FSC-PRO-60-006b V2-0**   リスク評価の枠組み

---

### CoC

---

**FSC-STD-40-004 V3-1**    CoC 認証

---

**FSC-STD-40-004a V2-1**   FSC 製品分類（FSC-STD-40-004 の付録）

---

**FSC-STD-40-005 V3-1**    FSC 管理木材調達のための要求事項

---

**FSC-STD-40-006 V2-1**    プロジェクト認証のための CoC 規格

---

### 商標の使用

---

**FSC-STD-50-001 V2-1**    認証取得者による FSC 商標の使用に関する要求事項

---

**FSC-ADV-50-006 V1-0**    プロジェクト認証取得者による FSC 商標の使用に関する要求事項

---

### 認定

---

**FSC-STD-20-001 V4-0**    FSC 認定認証機関に対する一般要求事項

---

**FSC-STD-20-007 V4-0**    森林管理の評価

---

**FSC-STD-20-011 V4-2**    CoC の評価

---

## C.用語と定義

本文書では、<FSC-STD-01-002 FSC用語集>に含まれる用語及び定義、並びに以下が適用される：

**農業利用(Agricultural use)：**農業用プランテーション、セットアサイド農業用地、家畜飼育用地を含む、農業を目的とした土地の利用（出典：森林破壊のない製品に関する規則(EU) 2023/1115 第 2 条 5 項）。

**デューデリジェンス声明 (Due diligence statement)：**本規格において、「デューデリジェンス声明」とは次のように定義される：2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1115 に従った情報収集、リスク評価及びリスク軽減措置を含む、事業者によるデューデリジェンスシステムの実施を確認する文書。声明は、関連製品の 2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1115 の第 3 条(a)または(b)、第 4 条(2)及び第 8 条に対するコンプライアンスに関してリスクがないこと、または無視できる程度のリスクしかないことを確認するために、事業者がデューデリジェンスを実施したことを表明するものである。

**劣化(Degradation)：**種の構成、構造、及び/または機能に著しい悪影響を及ぼし、生態系が生産物を供給し、生物多様性を維持し、及び/または生態系サービスを提供する能力を低下させるような自然林または保護価値の高い地域内の変化（出典：<FSC-POL-01-007 転換に対処するための方針>）。

**森林(Forest)：**樹木が優占する土地（出典：<FSC-STD-01-001 FSC 森林管理規格の原則と基準>）。

**完全に検証されたサプライチェーン(Fully verified supply chain)：**全ての認証取得者が<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を適用し、EUDR 対応+のアウトプット表示を管理する目的で製品グループを確立しているサプライチェーン。

**地理的位置情報(Geolocation)：**本規格において「地理的位置情報」とは、規則(EU)2023/1115 の第 2 条 (28)で定義されているように、少なくとも 1 つの緯度及び経度点に対応し、少なくとも小数点以下 6 桁を使用する緯度及び経度座標によって記述される土地の区画の地理的位置情報を意味する。

**零細・中小企業/SME (Micro, small and medium-sized enterprises/SMEs)：**本規格において「零細・中小企業」または「SME」とは、欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条に定義される零細・中小企業を意味する。

欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU に基づく SME カテゴリー：

「1.第 36 条の選択肢の 1 つ以上を適用する場合、加盟国は、零細企業を、貸借対照表日において以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの限度を超えない企業と定義しなくてはならない：

- a) 貸借対照表合計：350,000 ユーロ
- b) 純売上高 700,000 ユーロ
- c) 会計年度の平均従業員数：10

2. 小規模企業とは、貸借対照表日において、以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの限度を超えない企業をいう：

- a) 貸借対照表合計：4,000,000 ユーロ
- b) 純売上高 8,000,000 ユーロ
- c) 会計年度の平均従業員数：50

加盟国は、第 1 号の(a)及び(b)の閾値を超える閾値を定めることができる。ただし、その閾値は、貸借対照表合計で 6,000,000 ユーロ、純売上高で 12,000,000 ユーロを超えないものとする。

3. 中規模企業とは、零細企業でも小規模企業でもなく、かつ貸借対照表日において以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの限度を超えない企業をいう：

- a) 貸借対照表合計：20 000 000 ユーロ
- b) 純売上高 40,000,000 ユーロ
- c) 会計年度の平均従業員数 250."

**(リスク) 軽減措置 (Mitigation measure) :** 本規格の文脈では、規則 (EU) 2023/1115 第 11 条(1)で言及されている「軽減措置」という用語は、許容できない供給元から原材料を調達するリスクを軽減するために組織が取るべき措置と同義である。

**無視できるリスク (Negligible risk) :** リスク評価の結果、特定の地域からの原材料が許容できない供給源に由来すること、または原材料が、原産地に関するリスクレベルが無視できるとは確認できないような方法で、非適格なインプット原材料または原産地の異なる原材料と混合されていることのいずれについても、懸念する理由はないという結論。

**不適合製品 (Non-conforming product) :** 適用される FSC 認証要求事項及び FSC 表示を行うための適格性についての要求事項に適合していることを組織が証明できない製品または原材料 (出典：<FSC-STD-40-004 Chain of Custody Certification>)。

**無視できないリスク (Non-negligible risk) :** リスク評価の結果、許容できない供給源からの原材料が調達された、または特定の地理的地域からサプライチェーンに流入した可能性があるという懸念の根拠があるという結論。このリスクの性質と程度は、効率的な軽減措置を定める目的で特定される。

**事業者 (Operator) :** 本規格において「事業者」とは、規則(EU)2023/1115 の第 2 条(15)で定義される通り、EU 市場に関連製品を流通させる、または輸出する組織と同義である。

**土地区画 (Plot of land) :** 本規格において「土地区画」とは、規則(EU)2023/1115 の第 2 条(27)で定義される通り、生産国の法律で認められた単一の不動産所有地内の土地であって、その土地で生産される関連商品に関連する森林減少及び森林劣化のリスクをまとめて評価することが可能であるような十分均質な条件をもつ土地を意味する。

**EUDR 対応表示 (Regulatory Claim) :** <FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>の要求事項を満たすインプットに基づき、販売及び納品文書に記載される表示。FSC 表示 (FSC リサイクルを除く) と組み合わせてのみ使用できる。例：FSC 100%/EUDR 対応。

**EUDR 対応+表示 (Regulatory+ Claim) :** FSC100%/EUDR 対応+表示のみのインプットに基づき、完全に検証されたサプライチェーン内の全ての川上認証取得者が<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を適用している場合に、販売及び納品文書に記載する表示。FSC 100%表示と組み合わせてのみ使用できる。

**EUDR対応仲介・流通業者 (Regulatory trader) :** 本規格に関連し、規則(EU)2023/1115の第2条(17)で定義される「仲介・流通業者」とは、商業活動の過程において、関連製品を EU 市場に出回らせる事業者以外のサプライチェーン関係者を意味する。ただし、<FSC-STD-40-004 CoC 認証>で定義されている「仲介・流通業者」という用語との混同を避けるため、FSC は EUDR における仲介・流通業者を指す場合、本規格において「EUDR 対応仲介・流通業者」という用語を使用する。

**生産国の関連法規 (Relevant legislation of the country of production) :** 本規格において、規則 (EU)2023/1115の第2条(40)に定義される「生産国の関連法規」とは、生産地域の法的位置づけに関して以下の点で生産国で適用される法律を意味する：

- a) 土地使用权

- b) 環境保護
- c) 森林管理、生物多様性保全など、木材伐採に直接関係する森林関連規則
- d) 第三者の権利
- e) 労働者の権利
- f) 国際法で保護されている人権
- g) 先住民族の権利に関する国連宣言に規定されているものを含め、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の原則；
- h) 租税、汚職防止、貿易、関税に関する規則。

**関連製品 (Relevant products) :** 本規格において「関連製品」とは、規則（EU）2023/1115 の附則 I に記載されている製品を指す。

**裏付けのある懸念 (Substantiated concern) :** 本規格において、「裏付けのある懸念」とは、規則（EU）2023/1115 第 2 条(31)に定義される通り、本規則の不遵守に関する客観的かつ検証可能な情報に基づいた正当な根拠のある主張であり、管轄当局の介入を必要とする可能性のあるものを意味する。

**供給地域 (Supply area) :** 原材料の供給元となる地理的地域。供給地域は、一つに繋がった地域として定義される必要はなく、国を含む複数の行政域や複数の森林タイプにまたがる複数の個別の地域から構成されてもよい。

規定を表す言葉の表現形式：

[ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部：国際規格の構造及び原案作成に関する規則] を参考]

「～しなければならない」"shall"： 規格に適合するために厳守すべき要求事項を示す。

「～することが望ましい」"should"： いくつかの可能性の中から、他の可能性に言及したり除外したりすることなく、特に適しているものとして 1 つを推奨すること、あるいは、ある行動方針が望ましいが必ずしも必要ではないことを示す。「～することが望ましい要求事項」は、それを実証し正当化できるのであれば、同等の方法で満たすことができる。

「～してもよい」"may"： 文書の範囲内で許される行動方針を示す。

「～できる」"can"： 物質的、物理的、因果関係を問わず、可能性と能力の記述に使われる。

## D.略語

<b>DDS</b>	Due Diligence System/ デューデリジェンスシステム
<b>EC</b>	European Commission/ 欧州委員会
<b>EEC</b>	European Economic Community/ 欧州経済共同体
<b>EORI</b>	Economic Operators Registration and Identification/ 経済事業者登録及び識別
<b>EU</b>	European Union/ 欧州連合
<b>EUDR</b>	Regulation (European Union) 2023/1115 on Deforestation-free Products/ 森林破壊のない製品に関する規則 (EU) 2023/1115
<b>EUR</b>	ユーロ
<b>FLEGT</b>	Forest Law Enforcement, Governance and Trade/ 森林法施行・ガバナンス・取引
<b>FPIC</b>	Free, Prior and Informed Consent/ 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意
<b>FSC</b>	Forest Stewardship Council/ 森林管理協議会
<b>FSS</b>	Forest Stewardship Standard/ 森林管理規格
<b>HS</b>	Harmonized System/ 統一システム
<b>ISO</b>	International Organization for Standardization/ 国際標準化機構
<b>MU</b>	Management Unit/ 管理区画
<b>REG</b>	Regulatory Claim / EUDR 対応表示
<b>REG+</b>	Regulatory+ Claim / EUDR 対応+ 表示
<b>SME</b>	Micro, Small and Medium-sized Enterprises/ 零細・中小企業
<b>UN</b>	United Nations/ 国際連合

# 第 1 部 森林管理(FM)認証の追加要求事項

## 情報ガイダンス

このセクションには、FSC EUDR 対応モジュールに適合するための森林管理認証への追加要求事項が含まれる。これには、情報収集、リスクアセスメント、リスク軽減措置、デューデリジェンス声明の作成などの活動を含むデューデリジェンス、簡易デューデリジェンスのためのシナリオ、不適合への対処方法などが含まれる。

管理された森林管理認証(CW-FM 認証)には、森林管理 (FM) 認証と同じ要求事項が適用される。グループ認証の場合、追加要求事項として、グループ体、グループ規則、責任分担、内部モニタリングシステム、CoC の要求事項が含まれる。

## 該当する要求事項の見つけ方

全てのセクションと条項が全ての組織に適用される訳ではない。どの条項が適用されるかを理解するために、右の表を参照し、貴社の組織のタイプを表すアイコンを特定していただきたい。本セクションでは、組織タイプは事業者と SME 企業の分類に基づいている。組織タイプの定義は、本文書冒頭の「用語と定義」に記載されている。

■	非 SME 事業者
□	SME 事業者

表 1.組織タイプに基づくアイコンキー

注：一つの組織は、SME企業または非 SME 企業のどちらかにしか分類されない。しかし、同じ組織でも、サプライチェーンにおける位置づけによって、事業者としての役割を果たすこともあれば、同時に仲介・流通業者としての役割を果たすこともある。組織タイプは、製品グループによってもさらに異なる場合がある。

EUDRの適用範囲外であるが FSC EUDR 対応モジュールの使用を選択する組織は、SME企業に当たるかどうかに基づき、該当する組織タイプを選択する必要がある。ただし、本規格の全ての要求事項に適合する必要はない。適用されない条項は附則 1 に特定されている。

## 条項の読み方

### 条項の読み方

- 1.2.2 4 ヘクタールを超える土地区画については、それぞれの土地の周囲を表すのに十分な緯度経度を持つ多角形 (ポリゴン) を用いて地理的位置情報がまとめられる。

[基準 8.5 FSC-STD-60-004/ EUDR 2(28)] [■ □]

FSC 規格の参照 情報	EU 森林減少規制への 参照情報 - [EUDR (条 項)(段落)	適用対象となる組 織タイプ

## 1.適用される森林管理規格

適用性についての注記：FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織にとって、適用される森林管理規格（FSS）及び本セクションへの適合は必須である。

<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織について、<FSC-DIR-20-007 FSC 森林管理評価のディレクティブ>の ADVICE-20-007-02 原生林の認証及び ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊によらない製品の発効日は 2024 年 7 月 1 日であり、移行期間はない。

### 1.2 デューデリジェンス

1.1.1 本規格の適用範囲に含まれる製品については、その製品について以下のことを証明するため、製品が本規格に適合しているものとして販売される前に、デューデリジェンスが実施される：

- a) 森林破壊を伴わないものであること
- b) 生産国の関連法規に従って生産されたものであること。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 8(1)] [■ □]

1.1.2 EUDR の三段階リスクシステムに従って高リスクまたは標準リスクに分類される国またはその地域で活動する組織の場合、デューデリジェンスには以下が含まれる：

- a) セクション 1.2. で要求される情報、データ、文書の収集
- b) セクション 1.3. で要求されるリスク評価
- c) セクション 1.4 で要求されるリスク軽減措置。[FSC-STD-60-004 基準 8.5/ EUDR 8(2)] [■ □]

注：管理区画（MU）が EUDR の三段階リスクシステムに従って低リスクに分類された国またはその地域に所在する場合、簡易デューデリジェンスを実施することができる（セクション 1.6 参照）。

1.1.3 上市または輸出される関連製品が確実に以下を満たすよう、手順及び措置の枠組み（「デューデリジェンス・システム」）が構築され、最新に保たれていること：

- a) 森林破壊を伴わない；
  - b) 生産国の関連法規に従って生産されている；
  - c) デューデリジェンス声明に含まれている
- [FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 12(1)] [■ □]。

注：FSC 森林管理(FM)認証と本規格は、1.1.3 の要求事項を満たすために必要な手順と措置の枠組みを提供するものである。

1.1.4 デューデリジェンスシステムは少なくとも年 1 回見直され、それに影響するような新しい展開があった場合は更新される。[基準 8.5 FSC-STD-60-004/ EUDR 12(2)] [■ □]

1.1.5 デューデリジェンスシステムの更新記録は 5 年間保存される。[FSC-STD-60-004 基準 8.5/ EUDR 12(2)] [■ □]

### 1.2 情報収集

1.2.1 FSC EUDR 対応モジュール範囲に含まれる各製品について、証拠を添えて以下の情報を収集、整理し、製品の販売日から 5 年間保管する：

- a) 商品名と製品タイプを含む説明、木材の場合は各樹種の一般名と完全な学名も含む
- b) 以下の単位で記載された製品の量

- i. EUに出入域する関連製品：正味質量キログラム、該当する場合は、該当する HS コードに対して理事会規則(EEC)No 2658/87(20)の附則 I に定められた補足単位
- ii. その他の場合はすべて正味質量、または該当する場合は体積または個数

注：補足単位は、デューデリジェンス声明で言及された HS コード下のすべての可能な小見出しに一貫して定められている場合に適用される。

- c) 生産国
- d) 製品が生産されたすべての区画の地理的位置情報
- e) 収穫の日付または時間的範囲（開始日と終了日で定義される期間）
- f) 製品が供給された企業、事業者、または仲介・流通業者の名前、住所、電子メールアドレス
- g) 適用される森林管理規格及び FSC EUDR 対応モジュールへの適合を証明する FSC の公開概要の報告書。これは、以下の点について十分に結論を導ける、検証可能な情報を提供するものであること。
  - i. 製品は森林破壊を伴わない；
  - ii. 製品が、生産目的のためにそれぞれの地域についての使用権を付与する取り決めを含む、生産国の関連法規に従って生産されたものであること。[FSC-STD-60-004 指標 8.5.2 / EUDR 9(1)] [■ □]

1.2.2 4 ヘクタールを超える土地区画については、それぞれの土地の周囲を表すのに十分な緯度経度を持つ多角形（ポリゴン）を用いて地理的位置情報がまとめられる。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 2(28)]。[■ □]

1.2.3 4 ヘクタール以下の土地については、ポリゴンまたは小数点以下 6 桁の緯度経度 1 点を用いて地理的位置情報がまとめられる。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 2(28)][■ □]

### 1.3 リスクアセスメント

1.3.1 本規格 1.2.1 項に従って収集された情報及びその他の関連文書が検証・分析され、これらの情報及び文書に基づき、リスクアセスメントが実施され、販売しようとする製品について以下のリスクの有無が決定される：

- a) 製品は森林破壊を伴う；
- b) 生産国の関連法規に従って生産されていない[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 10(1)] [■ □]。

1.3.1.1 本規格の附則 3 の各指標に関連するリスクを評価し、「無視できる」または「無視できない」のいずれかに分類し、リスクの説明及び該当する参考情報を添付する。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 10(1)][■ □]

注：本規格の附則 3 に規定された該当する森林管理規格の関連基準への適合は、対応する指標についてリスクが無視できるほどしかないという十分な証拠であると組織は考えてもよい。

1.3.1.2 リスクアセスメントは、FSC が提供する簡易リスクアセスメントテンプレートを使用して実施することができる [FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 10(1)] [■ □]

注 1: 簡易リスクアセスメントテンプレートでは、FSC 森林管理認証要求事項が本規格の附則 3 に記載されたリスク指標にどのように対応するかまとめられており、関連する FSC 要求事項に適合している場合に限り、リスクの判定とその説明があらかじめ記入される。

注2：審査対象地域に<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>に従った FSC リスクアセスメントが存在する場合、FSC 森林管理認証要求事項に含まれない指標のリスクレベルを判断するために使用してもよい。

1.3.2 リスクアセスメントは、リスク判定の継続的な正確性と妥当性を検証するため、少なくとも年 1 回見直され、必要に応じて修正される。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 10(4)][■ □]

1.3.3 1.3.1 項で言及される情報及びリスクアセスメントは、管轄当局の要求に応じて開示される。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 10(4)] [■ □]

## 1.4 リスク軽減措置

1.4.1 本規格の 1.3 項に従って無視できないリスクが特定された場合、EUDR 対応+表示を伴う製品を販売する前に、リスクが全くないか、無視できる程度に抑えるための効果的なリスク軽減措置を特定し、実施する。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(1)][■ □]

注：リスク軽減の手順と措置には、特定された関連する不適合の解決、または関連する表示を伴う製品の上市や輸出の禁止が含まれる。

1.4.2 製品の不適合リスクを軽減し、効果的に管理するための適切かつ相応の方針、管理及び手順が実施されている。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(2)][■ □]

1.4.3 1.4.2 項における方針、管理及び手順には、リスク管理モデルの実践、報告、記録保持、内部管理及びコンプライアンス管理が含まれる。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(2)] [■ □]

注：組織は FSC 森林管理認証及び本規格を、本規格 1.4.2 項及び 1.4.3 項への適合、特に管理計画の策定、実施、モニタリングの要求事項への適合を支えるために利用することができる。評価報告書の公開概要、簡易リスクアセスメントテンプレート、及びその他の要素も、リスク管理の実践、報告、記録管理、内部管理、コンプライアンス管理に寄与する。

1.4.4 SME に当たらない組織については、1.4.2 項に言及される方針、管理及び手順には以下のものを含む：

- a) 管理区画レベルでコンプライアンス責任者を任命すること
- b) 内部方針、管理及び手順を検証するための独立した監査機能。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(2)] [■]

注：FSC 森林管理認証は、1.4.4.b)の要求事項を満たす、独立した認証機関による評価機能を提供する。

1.4.5 リスク軽減の手順と措置に関する決定が文書化され、少なくとも年 1 回見直され、必要に応じて修正され、要請に応じて管轄当局に提供されている。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(3)][■ □]。

1.4.6 リスク軽減の手順と措置がどのように決定されたかを示すことができる。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 11(3)] [■ □]

注：リスク軽減措置の決定がどのように行われたかを示すために、FSC が提供する簡易リスクアセスメントテンプレートを使用してもよい。

## 1.5 デューデリジェンス声明

1.5.1 附則 2 に従ったデューデリジェンス声明書。エラー! 参照元が見つかりません。デューデリジェンス声明に従ったデューデリジェンス声明は、以下の活動の前に本規格の 1.1.1 項に従ってデューデリジェンスが実施され、その製品が森林破壊を伴わず、かつ生産国の関連法規に従って生

産されたものであると結論づけることができる場合に、組織が欧州委員会の設置する情報システムに提出するものである

- a) 製品を上市する、あるいは輸出する
- b) EUDR 対応+表示付きで製品を販売する[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 4(2)] [■ □]

注：デューデリジェンス声明は、FSC が提供するオンラインツールを使用して作成することができる。

1.5.2 1.5.1 項に従って提出されたデューデリジェンス声明の記録は、提出日から 5 年間保管される。

1.5.3 権限のある代理人が組織を代表してデューデリジェンス声明を提出するよう委任された場合、代理人が要求に応じて以下の情報を管轄当局に提供することが保証される。

- a) 欧州連合の公用語による委任状の写し
- b) デューデリジェンス声明が取り扱われる加盟国の公用語による写し、またはそれが不可能な場合は英語による写し。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 6][■ □]

注：組織が自然人または零細企業である場合、組織は、自然人または零細企業でない、サプライチェーンのさらに川下に位置する次の組織に、正式な代理人としての役割を委任することができる。

1.5.4 EUDR 対応+表示を伴い販売された全製品について、基準 8.5 の指標で要求される最低限の情報及び以下の情報を含む、販売請求書または同様の文書が最低 5 年間保管されている

- a) 商品名と製品タイプを含む説明、木材の場合は各樹種の一般名と完全な学名も含む
- b) 以下の単位で記載された製品の量
  - i. EU に出入域する関連製品：正味質量キログラム、該当する場合は、該当する HS コードに対して理事会規則(EEC)No 2658/87(20)の附則 I に定められた補足単位
  - ii. その他の場合はすべて正味質量、または該当する場合は体積または個数
- c) 本規格に適合した製品として販売されることを示す EUDR 対応+ 表示（即ち FSC 100%/EUDR 対応+）
- d) デューデリジェンス声明の参照番号が製品に引用されていること。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 9(1)] [■ □]

1.5.5 該当する場合、製品に紐づくデューデリジェンス声明の参照番号を含め、デューデリジェンスが実施され、リスクがなかった、あるいは無視できる程度であったことを証明するために必要な情報は、要求に応じてサプライチェーンの更に川下の事業者及び仲介・流通業者と共有される。  
[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 4(7)] [■ □]

## 1.6 簡易デューデリジェンス

1.6.1 簡易デューデリジェンスは以下の場合に行うことができる：

- a) 管理区画が、EUDR の三段階リスクシステムに従って低リスクに分類される国またはその地域に所在する。
- b) 非 FSC 認証製品または本規格に照らして評価されていない製品との混合のリスクは評価され、無視できるという分類になっている。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 13(1)][■ □]

1.6.2 簡易デューデリジェンスが実施される場合、本規格の 1.3 項及び 1.4 項の要求事項は適用されない。 [■ □]

1.6.3 EUDR の回避リスクが無視できる程度であることを示す関連文書が、管轄当局の要求に応じて提出可能である。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 / EUDR 13(1)][■ □]

1.6.4 組織が、製品に以下のリスクがあることを示す、ステークホルダーから提出された裏付けのある懸念事項や関連情報を入手した場合、または認識した場合は、簡易デューデリジェンスは適用されない

a) 森林破壊ゼロではない

b) 生産国の関連法規に従って生産されていない。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 13(2)] [■ □]

## 1.7 コンプライアンス違反

1.7.1 管轄当局が、組織が EUDR に準拠していないこと、または準拠していない製品を上市もしくは輸出したことを立証した場合、認証機関は直ちにコンプライアンス違反について通知される。

[FSC-STD-60-004 基準 8.5] [■ □]

1.7.2 組織が上市した製品が FSC EUDR 対応モジュールに適合しない恐れがあることを示す、裏付けのある懸念を含む新たな情報を入手した場合、または認識した場合、関係国の関係管轄当局及び製品の供給先の組織は直ちに通知される。[FSC-STD-60-004 基準 8.5 /EUDR 4(5)] [■ □]

1.7.3 組織の認証範囲から FSC EUDR 対応モジュールが一時停止された場合、関連管轄当局は通知される。

## 2.FSC-STD-30-010 V3-0 - 管理森林の管理

適用性についての注記：FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織にとって、<FSC-STD-30-010 V3-0 管理森林の管理>及び本セクションへの適合は必須である。FSC EUDR 対応モジュールは、<FSC-STD-30-010 V2-0 森林管理企業のための FSC 管理木材規格>と併用することはできない。

<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織について、<FSC-DIR-20-007 FSC 森林管理評価のディレクティブ>の ADVICE-20-007-02 原生林の認証及び ADVICE-20-007-24 FSC 認証管理区画からの森林破壊によらない製品の発効日は 2024 年 7 月 1 日であり、移行期間はない。

### 2.1 一般要求事項

2.1.1 <FSC-STD-30-010 V3-0 管理森林の管理>を適用する組織は、本規格のセクション 1 に記載された要求事項に適合しなくてはならない。

### 3.FSC-STD-30-005 - 森林管理グループ

適用性についての注記：FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織にとって、<FSC-STD-30-005 森林管理グループ>及び本項への適合は必須である。

#### 3.1 グループ企業に対する要求事項

3.1.1 FSC EUDR 対応モジュールは、森林管理グループの全メンバーが FSC EUDR 対応モジュールを使用し、本規格のセクション 1 またはセクション 2、及び本セクションの該当する要求事項への適合を実証している場合に限り、森林管理グループの範囲に含めることができる。[FSC-STD-30-005 1.4 項] [■ □]

#### 3.2 グループ規則

3.2.1 グループ規則には、FSC EUDR 対応モジュールの適用される全ての要求事項へのグループとしての対応方法を含めなくてはならない。[FSC-STD-30-005 9.1 項] [■ □]

#### 3.3 責任分担

3.3.1 グループ体は、デューデリジェンス実施の責任も含め、本規格の実施から生じる責任を、グループ内の様々な主体（例：グループ体、グループメンバー、林業請負業者等）間で分担することができる。[FSC-STD-30-005 3.1 項] [■ □]

#### 3.4 内部モニタリングシステム

3.4.1 内部モニタリングシステムには、FSC EUDR 対応モジュールの該当する要求事項に対する全グループメンバーの継続的な適合性の評価を含めなくてはならない。[FSC-STD-30-005 11.1 項 a)] [■ □]

## 第 2 部 - CoC 認証の追加要求事項

### 情報ガイダンス

このセクションには、FSC EUDR 対応モジュールに適合するための CoC 認証に対する追加要求事項が含まれる。CoC 管理システム、原材料の調達と取り扱い、FSC 原材料と製品の記録、販売、木材合法性法令の遵守、製品グループの設定、ラベリング要求事項、デューデリジェンスシステム、リスク管理、リスク軽減、公開情報、簡易デューデリジェンスが含まれる。プロジェクト認証の追加要求事項には、管理面での要求事項、原材料調達、製品上の FSC 表示、原材料の取り扱い、プロジェクト声明一般要求事項が含まれる。管理木材調達に関する追加要求事項には、デューデリジェンスシステムの実施と維持、情報の入手、リスク評価と軽減に関する要求事項が含まれる。

### 適用される要求事項の見つけ方

全てのセクションと条項が全ての組織に適用される訳ではない。どの条項が適用されるかを理解するためには、右の表を参照し、組織タイプに基づいて適用されるアイコンを特定する。本規格では、組織の種類は事業者、貿易業者、中小企業の分類に基づいている。組織タイプの定義は、本文書冒頭の「用語と定義」に記載されている。

■	非 SME 事業者
□	SME 事業者
▲	非 SME 仲介・流通業者
△	SME 仲介・流通業者

表 2. 組織タイプに基づくアイコンキー。

注：一つの組織は、中小企業か非中小企業のどちらかに分類される。しかし、ある組織が、サプライチェーンにおける位置づけによって、事業者としての役割を果たすこともあれば、同時に仲介・流通業者としての役割を果たすこともある。組織タイプは、製品グループによってさらに異なる場合がある。

EUDR の適用範囲外であるが FSC EUDR 対応モジュールの使用を選択する組織は、中小企業か非中小企業かに基づき、該当する組織タイプを選択する必要がある。ただし、本規格の全ての要求事項に適合する必要はない。適用されない条項は附則 1 に特定されている。

### 条項の読み方

- 4.1.1 組織は、不適合製品のリスクを軽減し管理するために、組織の適合性に対する責任と権限を持つ、コンプライアンス・オフィサーとして活動する管理代表者を任命しなければならない。

[FSC-STD-40-004 1.1 a) 項 / EUDR 11(2)(a)] [■▲]

FSC 規格への参照  
情報

EU 森林減少規制への参照情報  
- [EUDR (条)(段落)(項)].

適用対象となる  
組織タイプ

## 4.FSC-STD-40-004 - CoC 認証

適用性についての注記：FSC 認証供給者から FSC 認証材または FSC 管理木材を調達する目的で FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織には、<FSC-STD-40-004 CoC 認証> 及び本項への適合が必須となる。

本項は、FSC-STD-40-004 及び FSC-STD-40-005 のそれぞれについて、組織の認証範囲に含まれるすべての製品グループに適用することも、個々の製品グループのみに適用することもできる。

組織は、<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスク評価の枠組み>に従った FSC リスク評価が公開されていない限り、自組織（または関連組織）が所有または管理する供給単位から管理木材を調達するために本セクションを使用することはできない。そのような FSC リスク評価が公開されていない場合、これらの供給源は、<FSC-STD-30-010 V3-0 管理森林の管理>（またはその後続版）に従って独自に認証することができる。

注：本セクションにおける「EUDR 対応表示」は、特に断りのない限り、該当する EUDR 対応についての表示（すなわち、「EUDR 対応」、「EUDR 対応+」；本規格の表 3 参照）を指す。

### 4.1 CoC 管理システム

4.1.1 組織は、不適合製品のリスクを軽減し管理するために、組織の適合性に対して責任と権限を有する、コンプライアンス責任者として活動する管理代表者を任命しなければならない。[FSC-STD-40-004 1.1 a)項/ EUDR 11(2)(a)] [■▲]。

注：適用される認証要求事項への適合について任命された管理代表者は、コンプライアンス責任者を兼ねることができる。

4.1.2 組織は、1.1 e)項<FSC-STD-40-004 Chain of Custody 認証>に従って、FSC EUDR 対応モジュールの該当する要求事項への適合を証明する記録を保持しなくてはならない。[FSC-STD-40-004 1.1 e 項] / EUDR 4(3), 5(4), 9(1), 12(2), 12(5)] [■ □ ▲ △]。

4.1.3 組織は、裏付けのある懸念事項を含む、製品が本規格に適合しないリスクを示すような、組織が入手または認識した新たな情報が、<FSC-STD-40-004 CoC 認証>1.7 項の実施の一環として適切に考慮されることを確実にしなければならない。[FSC-STD-40-004 1.7 項/ EUDR 4(5), 5(5)] [■ □ ▲ △]。

4.1.4 組織は、不適合製品を EU 市場に出したり輸出したりしてはならない。不適合製品が検出された場合、当団体は直ちに関係管轄当局に報告するものとする。[FSC-STD-40-004 1.8 項 / EUDR 4(4), 4(5), 5(5), 5(6)] [■ □ ▲ △]。

注 1：不適合製品は、組織、組織の認証機関または管轄当局によって特定される場合があり、その場合、<FSC-STD-40-004 CoC 認証>の 1.8 項が適用される。

注 2：関係管轄当局とは、組織が製品を上市している EU 加盟国によって任命された当局を指す。

4.1.5 組織は、FSC EUDR 対応モジュールが認証範囲から一時停止された場合、関連する管轄当局に通知しなければならない。通知には、一時停止に至った組織の認証機関の結論を含めなければならない。[■ □ ▲ △]。

4.1.6 組織は、要請があれば、施設への立ち入り、文書及び記録の提供を含め、管轄当局が必要なあらゆる協力を行わなければならない。[EUDR 4(6), 5(4), 9(2), 10(4), 11(3), 12(5), 13(1)] [■ □ ▲ △]。

## 4.2 原材料の調達

4.2.1 FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲に含まれる FSC 製品グループについては、全供給者に関する情報には以下のものを含まなければならない

- a) 名称、登録商号または登録商標
- b) 住所、電子メールアドレス、及び（存在する場合は）ウェブアドレス。[FSC-STD-40-004 2.1 項 / EUDR 5(3)(a)、9(1)(e)] [■ □ ▲ △]

4.2.2 組織は、供給者の販売及び納品に関する文書を検証し、以下を確認しなくてはならない

- a) EUDR 対応表示（例：FSC 100%/EUDR 対応+、FSC Mix/EUDR 対応）が明記されている（該当する場合）こと
- b) 供給された原材料の種類と商品名が、供給された文書と一貫していること
- c) 量は以下の単位で示されている：
  - i. EU に入出域する原材料：正味質量キログラム、該当する場合は、表示された HS コードに対する欧州理事会規則(EEC)No 2658/87(20)の附則 I に定められた補足単位、または
  - ii. その他のすべての場合：正味質量、または該当する場合は体積または個数。[FSC-STD-40-004 2.3 a), b)項 / EUDR 9(1)(a)(b)] [■ □ ▲ △]。

注 1：補足単位は、デューデリジェンス声明で言及される HS コードのすべての可能な小見出しに一貫して定義されている場合に適用される。

注 2：組織が上記に適合する必要のない（EU 域外から、及び／または FSC EUDR 対応モジュールを適用していない）供給者から原材料を受領する場合、組織は上記の単位に換算した数量を入手する責任を負う。

4.2.3. 組織は、供給された材料について、(該当する場合)デューデリジェンス声明の供給者の参照番号が記載されていることを検証しなくてはならない。[FSC-STD-40-004 2.3 項 / EUDR 5(3)(a)] [■ □ ▲ △]

注：供給者が SME と定義され、デューデリジェンス声明の提出が免除される場合、この要求事項は、次の非 SME 上流供給者の関連参照番号に適用される。[EUDR 4(8), 5(2)] [■ □ ▲ △]

## 4.3 原材料の取扱い

注：<FSC-STD-40-004 CoC 認証>の 3.1 項で要求されている原材料の分別（及び／または識別）は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 製品グループに入る非適格原材料にも当てはまる。また、原産地リスクと混合リスクに関する関連情報が得られており、組織がまだ適切な軽減措置を実施していない原材料についても当てはまる。[FSC-STD-40-004 3.1 項] [■ □ ▲ △]

## 4.4 FSC 原材料及び製品の記録

4.4.1 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内にある原材料及び製品について、以下を含む最新の原材料収支記録を保持しなければならない：

- a) インプット：（該当する場合）デューデリジェンス声明参照番号及び EUDR 対応表示。[FSC-STD-40-004 4.2 a) 項/ EUDR 5(3)(a)]
- b) アウトプット：デューデリジェンス声明参照番号及び EUDR 対応表示。[FSC-STD-40-004 4.2 b) 項 / EUDR 4(7)] [■ □ ▲ △]

## 4.5 販売

4.5.1 組織は、EUDR 対応表示を伴って販売される製品について発行される（物理的または電子的）販売文書に、以下の情報が含まれていることを保証しなければならない：

- a) (該当する場合) デューデリジェンス声明の参照番号
- b) 各製品または全製品について、FSC 表示とそれに続く EUDR 対応表示（例：FSC 100%/EUDR 対応+、FSC Mix/EUDR 対応）の明確な記載。[FSC-STD-40-004 5.1 項/ EUDR 4(7)] [■ □ ▲ △]

4.5.2 組織は、販売文書において EUDR 対応表示の略語「REG」または「REG+」を使用することができる。（例：FSC100%/REG+、FSC 100%/REG） [■ □ ▲ △]

4.5.3 組織は、本規格の 4.5.1 項及び 4.5.2 項の情報を販売文書または納品文書に記載できない場合は、<FSC-STD-40-004 Chain of Custody 認証>の 5.7 項に従わなくてはならない。[FSC-STD-40-004 5.7 項] [■ □ ▲ △]

4.5.4 組織は、EUDR 対応表示を伴う原材料が供給されるすべての顧客に関して以下を含む情報を保持しなければならない。

- a) 名称、登録商号または登録商標
- b) 住所、E メールアドレス、（存在する場合は）ウェブサイトのアドレス。[EUDR 5(3)(b), 9(1)(f)] [■ □ ▲ △]

4.5.5 組織は、製品を EU 市場に上市する前、または EU から輸出する前に、附則 2 に従ってデューデリジェンス声明を発行し、EU 情報システムに提出しなければならない。[EUDR 4(2)] [■ □ ▲]

注：本規格の 4.8.2 項または 4.8.3 項の条件が適用される場合、組織は供給者／間接的な供給者が発行したデューデリジェンス声明を参照することができる。[EUDR 4(8), 4(9)] [■ □ ▲]

4.5.6 組織は、権限を与えられた代理人にデューデリジェンス報告書の提出を委任することができる。このような場合、組織は、代理人が要求に応じて以下の情報を管轄当局に提供することを確実にしなければならない：

- a) 欧州連合の公用語による委任状の写し
- b) デューデリジェンス声明を取り扱う EU 加盟国の公用語、またはそれが不可能な場合は英語による委任状の写し。[EUDR 6] [■ □ ▲]

注 1：組織が自然人または零細企業である場合、組織は、自然人または零細企業でない、サプライチェーンのさらに川下に位置する次の組織に、正式な代理人としての役割を委任することができる。

注 2：組織は、権限を有する代理人が発行するデューデリジェンス声明に含まれる製品の適合性に対し責任を保持する。

## 4.6 木材合法性法の遵守

4.6.1 組織は、要求に応じて、サプライチェーンのさらに川下に位置する事業者及び EUDR 対応仲介・流通業者に対して、以下を含む、その DDS の下で無視できる程度のリスクしかないとの結論を裏付ける情報を収集し、提供しなければならない

- a) 種（それぞれの種の一般名と完全な学名）
- b) 原材料の産地であるすべての土地区画の地理的位置情報

- c) 収穫の日付または時間的範囲（開始日と終了日で定義される期間）
- d) デューデリジェンス声明
- e) 企業の拡張リスクアセスメントと軽減措置の説明 [FSC-STD-40-004 6.1 項/ EUDR 4(7)] [■ □ ▲ △]

#### 4.7 FSC 表示の管理のための製品グループ設定

4.7.1 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内にある FSC 製品グループに含まれる原材料のみを使用し、その原材料が本規格の要求事項に適合している場合に EUDR 対応表示を伴って原材料を販売するものとする。[EUDR 4(4), 8(1)] [■ □ ▲ △]

4.7.2 組織は、表 3 に従い、EUDR 対応アウトプット表示を管理する目的で製品グループを設定し、以下を明記した最新リストを維持しなければならない：[FSC-STD-40-004 8.1 項]。

- a) 該当するアウトプット製品について、EUDR 対応表示；
- b) 種（それぞれの種の一般名と完全な学名）；
- c) 最低 6 桁の HS コード [FSC-STD-40-004 8.3 b), c) 項 / EUDR 9(1)(a)] [■ □ ▲ △]

注：FSC EUDR 対応モジュールの文脈では、正確な種（1 種または複数の種の組み合わせ）を特定しなければならない。このため、（FSC-STD-40-004 の 8.3 c) 項のような）種情報が製品特性に影響する場合に限られず、潜在的な種のリストは認められない（INT-STD-40-004\_40 及び INT-STD-40-004\_41 も参照）。

EUDR 対応アウトプットの表示	対象となるインプット	FSC 表示管理システム		
		トランスファー	パーセント	クレジット
EUDR 対応+または REG+	EUDR 対応+	✓	該当なし	該当なし
EUDR 対応または REG	EUDR 対応+、EUDR 対応、FSC EUDR 対応モジュールに適合した原材料	✓	✓	✓

表 3.FSC 表示管理システムによる、EUDR 対応アウトプットの表示に対応する適格なインプット。

注：「EUDR 対応+」表示は、FSC100%（本規格のセクション C の定義を参照）との組み合わせでのみ使用できる。EUDR 対応表示は、FSC Recycled を除く全ての FSC 表示と組み合わせて使用することができる。

#### デューデリジェンスシステム

##### 4.8 デューデリジェンスシステム - 実施と維持

4.8.1 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 製品グループに含まれる原材料について、以下のことを証明するために、文書化されたデューデリジェンスシステム（DDS）を有し、実施し、維持しなくてはならない：

- a) 森林破壊を伴わないものであること
- b) 生産国の関連法規に従って生産されたものであること[EUDR 4(1), 8(1), 12(1)] [■ □ ▲]

注 1：組織は、独自の DDS を開発するか、外部の者によって開発された DDS を適用するか、選択することができる。組織の本規格への適合性を評価する認証機関は、DDS を開発する資格はない。

注 2：生産の合法性に関する情報には、生産供給者に土地所有権を付与するあらゆる取り決めが含まれる。[EUDR 9(1)(h)]。

注 3：規則(EC)No 2173/2005 の対象範囲内にあり、有効なライセンス制度からの有効な FLEGT ライセンスの範囲に含まれる木材製品は、生産国の関連法規に適合しているとみなされる。[EUDR 10(3)]。

4.8.2 材料または製品が、供給者／間接的な供給者が過去に発行し、EU 情報システムに提出したデューデリジェンス声明に含まれる場合、組織はデューデリジェンスの実施を免除される。このような場合、組織は、要請に応じて、管轄当局にデューデリジェンス声明の参照番号を提供しなければならない。[EUDR 4(8)][□]。

注：原材料に FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の非適格インプットが混合または混入されている場合、4.8.2 項の規定は適用されない。

4.8.3 組織は、デューデリジェンスが本規格の要求事項に従って実施されたことを確認した後に限り、供給者／間接的な供給者が以前に発行したデューデリジェンス声明書を参照することができる。[EUDR 4(9)] [■ ▲]

注 1：組織は、適合性について明確かつ説得力のある証拠を得るために、関連する供給者及び間接的な供給者と協力することができる。

注 2：供給者／間接的な供給者が発行したデューデリジェンス声明書の対象となる製品の適合性については、組織が責任を保持する。[EUDR 4(10)]

4.8.4 組織は、本規格に従って評価された材料の全ての供給者及び間接的な供給者を DDS に含めなければならない。[■ □ ▲]

注 1：供給者及び間接的な供給者を含めることは、サプライチェーン内の全ての間接的な供給者を記載することと同じではない。供給者の名称及び住所は、本規格の 4.2.1 項 (FSC-STD-40-004 の 2.1 項と関連) において要求される。サプライチェーン (及び間接的な供給者) について必要な追加情報のレベルは、特定されたリスク及び対応する軽減措置によって異なる。

注 2：「完全に検証されたサプライチェーン」を除き、供給者及び間接的な供給者は本規格の実施を期待されておらず、適合性を確保するのは組織の責任である。組織は、供給者に対し、適合性を達成するために本規格の特定部分に従うよう要請することができる。

4.8.5 組織は、少なくとも年 1 回、認証機関による年次監査の前、及び DDS の妥当性、有効性、または適切性に影響を及ぼす変更が発生するたびに、DDS を見直し、必要に応じて修正しなければならない (図 4 参照)。[EUDR 10(4), 11(3), 12(2)] [■ □ ▲]

注 1：DDS の妥当性、有効性、または適切性を検証する手段としては、利害関係者への協議、現地検証、文書検証などがあるが、これらに限定されるものではない。

注 2：現場検証は、供給単位もしくは管理単位レベル、または供給者／間接的な供給者のサイトで実施することができる。現場検証が行われる場合、その頻度及び範囲は、組織が DDS において特定したリスクによる。

注 3：利害関係者との協議、現場検証、文書検証も軽減措置として実施される場合がある。

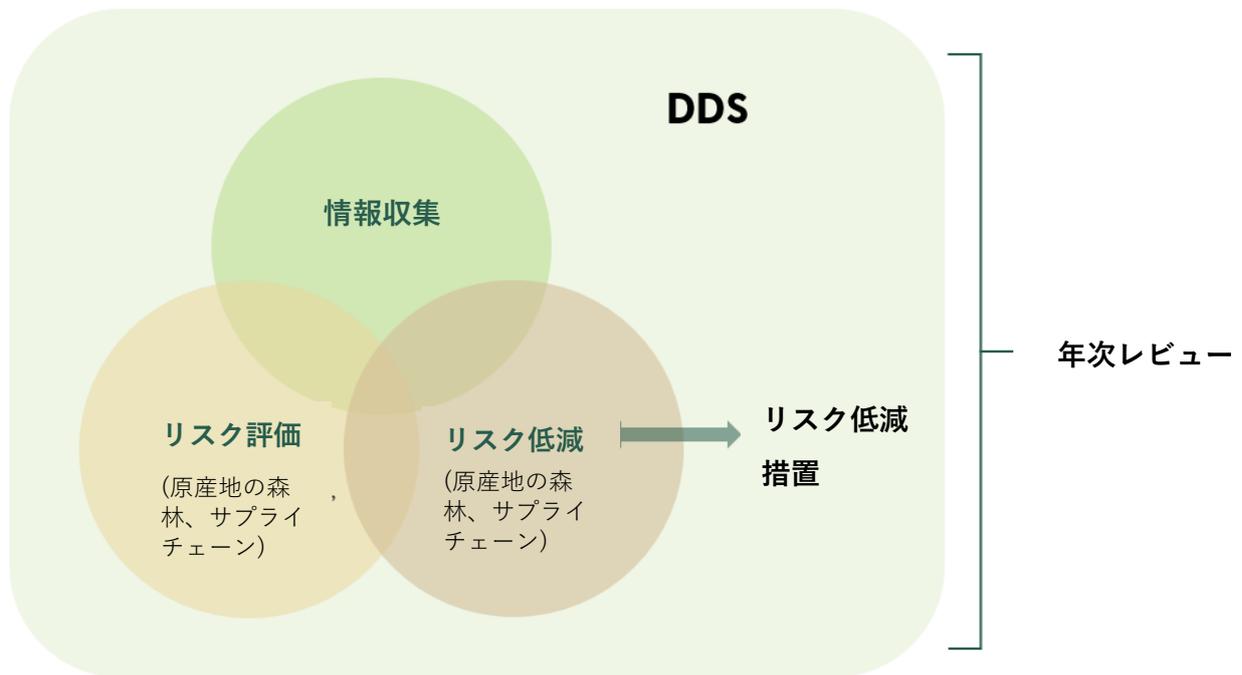


図1 デューデリジェンスシステムの要素とその検証範囲

4.8.6 組織は、DDS が正しく実施されていることを確認するために、少なくとも年 1 回、DDS の内部監査を実施しなければならない。[■ □ ▲]

注：内部監査の実施に関する有用なガイダンスは、<ISO 19011:2018 監査管理システムのためのガイドライン>に記載されている。

4.8.7 組織は、内部監査の範囲、日付、及び関与したスタッフを文書に記録しなければならない。[■ □ ▲]

4.8.8 組織は、内部監査において、または組織が入手したもしくは認識したその他の情報に基づいて、DDS が非効果的であると評価されたすべての事例を文書に記録し、関連するすべての問題に対処し、是正することを確実にしなければならない。[■ □ ▲]

注：不適格なインプットが FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 製品グループに混入するリスクがある場合は、DDS における即時の対応が必要である。

#### 4.9 デューデリジェンスシステム - インプット材料に関する情報の入手

4.9.1 組織は、本規格の 4.2 項で規定される情報に加え、原材料に関する以下の最新情報を入手し、文書化し、維持しなくてはならない：

- a) 種（それぞれの種の一般名と完全な学名）
- b) 収穫国及び適当な場合はそのうちの地域
- c) 原材料が由来するすべての土地区画の地理的位置情報
- d) 収穫の日付または時間的範囲（開始日と終了日で定義される期間）
- e) <FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>に従って作成された、該当するリスクアセスメント；
- f) 本規格の 4.9.4 項に従い、サプライチェーンに関する情報 [EUDR 9(1)(a)(c)(d)] [■ □ ▲]

4.9.2 土地の地理的位置情報は、以下の基準に従ってまとめられなければならない。

- a) 4 ヘクタールを超える場合：各区画の周囲を示すのに十分な緯度経度点を持つポリゴン（多角形）；
- b) 4 ヘクタール以下：ポリゴン、または小数点以下 6 桁の緯度経度で示される 1 点。[EUDR 2(28)] [■ □ ▲]

4.9.3 土地区画の情報には、各 FSC 認証管理区画(該当する場合)への参照を補足しなければならない。 [■ □ ▲]

注：FSC 認証を受けた管理区画(MU)は、各 MU の名称、地籍番号、またはその他の識別手段によって識別することができる。

4.9.4 組織は、以下を確認し記録できるレベルまでサプライチェーンの情報にアクセスできなければならない：

- a) 土地の区画レベルまで遡る原材料の産地
- b) 原産地に関するリスク、及びサプライチェーンにおける非適格インプットとの混合に関するリスク（本規格の 4.10 項による）、及び
- c) 該当する場合は、（本規格の 4.11 項に従い）これらのリスクの軽減。 [■ □ ▲]

注：情報へのアクセスとは、監査中に当該情報の写しが手元にあること、または、要求に応じて監査終了前に認証機関または ASI が写しを入手できることを保証できることと理解される。

4.9.5 <ワシントン条約附則 1、2、3>に記載されている種から作られた製品及び原材料を輸入、輸出、または再輸出する場合は、該当する有効な証明書を添付しなければならない。 [■ □ ▲]

#### 4.10 デューデリジェンスシステム - リスク評価

4.10.1 組織は、本規格の 4.9 項に従って収集された情報を見直し、分析し、EUDR の回避リスク、原産地リスク、及び混合リスクを網羅した、非適格供給源からの原材料調達リスクを決定するためのリスクアセスメントを実施しなければならない。 [EUDR 10(1)] [■ □ ▲]

4.10.2 リスクアセスメントの結果、原材料は「無視できる」または「無視できない」リスクカテゴリーに分類されなければならない。 [■ □ ▲]

4.10.3 FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲にある FSC 製品グループについて、組織は、リスクが無視できるという結論が得られた場合にのみ、インプット原材料を使用しなければならない。 [EUDR 10(1)] [■ □ ▲]

4.10.4 リスクアセスメントは、<欧州委員会の専門家グループ登録>で公表されている欧州委員会の専門家グループの会合の結論を考慮しなければならない。 [EUDR 10(2)(k)] [■ □ ▲]

#### 原産地のリスク

4.10.5 FSC100%のインプット原材料の場合、組織は FSC が提供する簡易リスクアセスメントテンプレートを使用してリスクアセスメントを行うことができる。 [■ □ ▲]

注 1: 簡易リスクアセスメントテンプレートでは、FSC 森林管理認証要求事項が本規格の附則 3 に記載されたリスク指標にどのように対応するかまとめられており、関連する FSC 要求事項に適合している場合に限り、リスクの判定とその説明があらかじめ記入される。

注 2：審査対象地域に<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>に従った FSC リスクアセスメントが存在する場合、FSC 森林管理認証要求事項に含まれない指標のリスクレベルを判断するために使用してもよい。

4.10.6 FSC ミックスまたは FSC 管理木材のインプット原材料について、組織は FSC が提供するリスクアセスメントテンプレート及び以下を使用し、各リスク指標の原産地リスクを決定しなければならない。さらに、

- a) <FSC-PRO-60-006b V2-0 FSC リスクアセスメント>に基づく該当する FSC リスクアセスメント、
- b) それがない場合は、本規格の附則 3 の指標に従って、独自のリスク評価を行う。[EUDR 10(2)(a)(h)(m)] [■ □ ▲]

4.10.7 FSC100%インプット原材料を除き、組織は DDS にリスク判定を使用する前に、その供給区域について実施された、及び／または新たな供給区域に拡大されたリスクアセスメントの承認を認証機関から得なければならない。[■ □ ▲]

4.10.8 組織は、リスク判定が無視できないリスクから無視できるリスクに変更された場合、（年次レビューの一環として）修正されたリスクアセスメントについて上記のように承認を得なければならない。[■ □ ▲]

### 混入リスク

4.10.9 組織は、輸送、加工、保管中に非適格インプットが FSC EUDR 対応モジュールに含まれる FSC 製品グループに混入するリスク（混入リスク）を評価し、記録しなければならない。評価には最低限以下を含まなければならない：

- a) サプライチェーンの複雑さ（例：供給者の階層数、供給者が所在する地域、供給者の事業規模と種類）
- b) 製品の加工段階 [EUDR 10(2)(i)(j)] [■ □ ▲]

注：混入リスクの評価は、由来が不明な材料や、森林伐採や森林劣化が起こった、あるいは起こっている地域で生産された材料との混合を避けることを目的としている。

### 4.11 デューデリジェンスシステム - リスク軽減

4.11.1 組織は、本規格の 4.10 項に従って実施されたリスクアセスメントにより、無視できないリスクがあることが明らかになった場合、効果的な軽減措置を策定し、実施しなければならない。[EUDR 11(1)] [■ □ ▲]

注 1：軽減措置の例及びその策定に関するガイダンスは、FSC が提供するリスクアセスメントのテンプレートに記載されている。

注 2：軽減措置には、能力構築や投資を通じて、組織の供給者による規格への適合を支援することを含むこともできる。[EUDR 11(1)]。

4.11.2 組織は、リスクを軽減し、効果的に管理するために、適切かつ相応の方針、統制、手順を持たなければならない。これらには、リスク管理モデルの実践、報告、記録管理、内部管理、及びコンプライアンス管理が含まなければならない。[EUDR 11(2), 11(3)] [■ □ ▲]

4.11.3 組織は、本規格の 4.11.2 項の規定が正しく実施されていることを確実にするために、年 1 回、独立した監査を実施しなければならない。[EUDR 11(2)(b)] [■ ▲]

注：組織の認証機関が実施する年次監査で、この要求事項への適合は十分である。

4.11.4 組織は、リスク軽減の手順及び措置に関する決定がどのように行われたかを文書に記録しなければならない。[EUDR 11(3)] [■ □ ▲]

4.11.5 組織は、裏付けのある懸念を含め、組織が入手した、または組織が認識した新たな情報が、認証要求事項への適合性に影響を及ぼす可能性がある場合を除き、以下の原材料については、リスクは無視できる（更なる軽減措置は不要）とみなすことができる：

- a) FSC 認証を受けたサプライチェーンを通じて調達された FSC 100%の原材料、または
- b) EUDR 対応+の表示で供給された原材料。[■ □ ▲]

#### 4.12 デューデリジェンスシステム - 一般に入手可能な情報

4.12.1 組織は、少なくとも以下を含む DDS の概要を毎年書面で作成しなければならない：

- a) 国名とそれぞれのリスク判定を含む供給地域の説明；
- b) 製品タイプ、商品名（該当する場合）、種（それぞれの種の一般名及び完全な学名）を含む製品グループの説明；
- c) 製品グループごとの年間販売量；
- d) 該当する FSC リスクアセスメントの参照情報
- e) 組織独自のリスクアセスメント（機密情報を除く）：リスクアセスメントの結論とリスク軽減措置、及び入手し、リスク評価で使用した証拠の情報源を含む；
- f) 該当する場合、関連製品の生産地域に存在する先住民族、地域社会、その他の慣習上の権利保有者、また市民社会組織との協議プロセスの説明
- g) 苦情申し立て手順
- h) 苦情対応に責任をもつ者またはその役職の連絡先。[EUDR 12(3),12(4)] [■▲]

注 1：DDS の要約は、FSC の公用語の一つである必要はない。

注 2：f)項において、協議プロセスの説明は、このプロセスに責任をもつ供給者／間接的な供給者との協働を通じて得ることができる。組織は、情報を入手し、その妥当性を確認する責任がある。

4.12.2 組織は、DDS の概要を文書で認証機関に提出し、インターネットによる公開を含め、可能な限り広く一般に公開しなければならない。[EUDR 12(3)] [■ □]

注：バリューチェーン・デューデリジェンスに関する要求事項を規定する他の EU 法規制の適用範囲に含まれる組織は、当該他の EU 法規制との関連で報告する際に、要求される情報を含めることで、本要求事項に基づく報告義務を果たすことができる。

4.12.3 組織は、DDS の概要を毎年見直し、修正しなければならない。[EUDR 12(3)] [■ □]

#### 4.13 簡易デューデリジェンス

4.13.1 組織は、以下の全てが満たされる場合、4.10.1～4.10.8 項及び 4.11 項の適用を免除される：

- a) 原材料が EUDR の 3 段階リスクシステムに従って低リスクに分類された国またはその地域で収穫されたものであること。
- b) 適用される FSC リスクアセスメントで、附則 3 で特定された指標について無視できるリスク判定であること。

- c) 裏付けのある懸念を含む、認証要求事項への適合性に影響を及ぼす可能性のある情報がないこと。[EUDR 13(1),13(2)] [■ □ ▲]

## 5.FSC-STD-40-006 - プロジェクト認証規格

適用性についての注記：プロジェクトで使用される FSC 認証材または FSC 管理木材の調達を目的として FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織については、<FSC-STD-40-006 FSC プロジェクト認証規格>及び本セクションへの適合が必須となる。

注：本セクションにおける「EUDR 対応表示」は、特に断りのない限り、該当する EUDR 対応表示（すなわち、「EUDR 対応」、「EUDR 対応+」；本規格の表 4 参照）を指す。

### 5.1 管理要求事項

- 5.1.1 組織は、<FSC-STD-40-006 FSC プロジェクト認証規格>の 1.6 項に従い、FSC EUDR 対応モジュールの該当する要求事項への適合を証明する記録を保持しなければならない。[FSC-STD-40-006 1.6 項 / EUDR 4(3), 5(4), 9(1), 12(2), 12(5)] [■ □ ▲ △]。
- 5.1.2 組織は、裏付けのある懸念事項を含む、製品が本規格に適合しないリスクを示すような、組織が入手または認識した新たな情報が、<FSC-STD-40-006 FSC プロジェクト認証規格>の 1.9 項の実施の一環として適切に考慮されることを確実にしなければならない。[FSC-STD-40-006 1.9 項 / EUDR 4(5), 5(5)] [■ □ ▲ △]
- 5.1.3 組織は、不適合製品のリスクを軽減し管理するために、組織の適合性に対して責任と権限をもつ、コンプライアンス責任者として活動する管理代表者を任命しなければならない。[FSC-STD-40-006 2.1 項 / EUDR 11(2) (a)] [■ ▲]
- 注：適用される認証要求事項への適合について任命された管理代表者は、コンプライアンス責任者を兼ねることができる。
- 5.1.4 組織は、FSC EUDR 対応モジュールが認証範囲から一時停止された場合、関連する管轄当局に通知しなければならない。通知には、一時停止に至った組織の認証機関の結論を含めなければならない。[■ □ ▲ △]
- 5.1.5 機関は、要請があれば、施設への立ち入り、文書及び記録の入手を含め、管轄当局に必要なあらゆる援助を提供しなければならない[EUDR 4(6), 5(4), 9(2), 10(4), 11(3), 12(5), 13(1)] [■ □ ▲ △]

### 5.2 プロジェクトにおける材料調達と FSC 表示

- 5.2.1 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 認証プロジェクトにおいて、適格なインプット（表 4 に定められるもの）のみ使用されることを確実にしなければならない。[FSC-STD-40-006 4.1 項] [■ □ ▲ △]

適格なインプット
EUDR 対応+ (REG+)
EUDR 対応 (REG)
FSC EUDR 対応モジュールに適合した材料

表 4.FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲における適格インプット

注：「EUDR 対応+」表示は、FSC 100%（本規格のセクション C の定義を参照）との組み合わせでのみ使用できる。EUDR 対応表示は、FSC リサイクルを除く全ての FSC 表示と組み合わせて使用することができる。

5.2.2 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内のプロジェクトに、非認証及び非管理木材の部材を使用してはならない。[FSC-STD-40-006 4.4 項] [■ □ ▲ △]

5.2.3 FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲に含まれる FSC 製品グループについては、全供給者に関する情報には以下のものを含まなければならない

- a) 名称、登録商号または登録商標
- b) 住所、電子メールアドレス、及び(存在する場合は)ウェブアドレス。[FSC-STD-40-006 4.8 項/ EUDR 5(3)(a), 9(1)(e)] [■ □ ▲ △]

5.2.4 組織は、供給者の販売及び納品に関する文書を検証し、以下を確認しなくてはならない：

- a) EUDR 対応表示（例：FSC 100% / EUDR 対応+、FSC Mix / EUDR 対応）が明記されている（該当する場合）こと
- b) 供給された原材料の種類と商品名が、供給された文書と一貫していること
- c) 量は以下の単位で示されている：
  - i. EU に入出域する原材料：正味質量キログラム、該当する場合は、表示された HS コードに対する欧州理事会規則(EEC)No 2658/87(20)の附則 I に定められた補足単位、または
  - ii. その他のすべての場合：正味質量、または該当する場合は体積または個数。[FSC-STD-40-006 4.8 項 / EUDR 9(1)(a)(b)] [■ □ ▲ △]。

注 1：補足単位は、デューデリジェンス声明で言及される HS コードのすべての可能な小見出しに一貫して定義されている場合に適用される。

注 2：組織が上記に適合する必要のない（EU 域外から、及び／または FSC EUDR 対応モジュールを適用していない）供給者から原材料を受領する場合、組織は上記の単位に換算した数量を入手する責任を負う。

5.2.5 組織は、供給された材料について、(該当する場合)デューデリジェンス声明の供給者の参照番号が記載されていることを検証しなくてはならない。[FSC-STD-40-006 4.8 項/ EUDR 5(3)] [■ □ ▲ △]

注：供給者が SME と定義され、デューデリジェンス声明の提出が免除される場合、この要求事項は、次の非 SME 川上供給者の関連参照番号に適用される。[EUDR 4(8), 5(2)] [■ □ ▲ △]

### 5.3 原材料の取り扱い

注：<FSC-STD-40-006 プロジェクト認証のための FSC 規格>の 5.1 項で要求されている原材料の分離（及び／または識別）は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の非適格原材料にも適用される。また、原産地リスクと混合リスクに関する関連情報が得られており、かつ組織がまだ十分な軽減措置を実施していない原材料にも適用される。[FSC-STD-40-006 5.1 項] [■ □ ▲ △]

5.3.1 組織は、不適合製品を EU 市場に出してはならず、また、輸出してはならない。不適合製品が検出された場合、組織は直ちに管轄当局に報告しなければならない。[FSC-STD-40-006 5.2 項/ EUDR 4(4), 4(5), 5(5), 5(6)] [■ □ ▲ △]

注 1：不適合製品は、組織、組織の認証機関または管轄当局によって特定される場合があります、その場合、<FSC-STD-40-006 FSC プロジェクト認証規格>の 5.2 項が適用される。[FSC-STD-40-006 5.2 項]

注 2：関連管轄当局とは、製品が上市された EU 加盟国によって任命された当局を指す。

## 5.4 販売

5.4.1 組織は、製品を EU 市場に上市する前、または EU から輸出する前に、附則 2 に従ってデューデリジェンス声明を発行し、EU 情報システムに提出しなければならない。[EUDR 4(2)] [■ □ ▲]

注：本規格の 4.8.2 項または 4.8.3 項の条件が適用される場合、組織は供給者／間接的な供給者が発行したデューデリジェンス声明を参照することができる。[EUDR 4(8), 4(9)] [■ □ ▲]

5.4.2 組織は、権限を与えられた代理人にデューデリジェンス報告書の提出を委任することができる。このような場合、組織は、代理人が要求に応じて以下の情報を管轄当局に提供することを確実にしなければならない：

a) 欧州連合の公用語による委任状の写し

b) デューデリジェンス声明を取り扱う EU 加盟国の公用語、またはそれが不可能な場合は英語による委任状の写し。[EUDR 6] [■ □ ▲]

注 1：組織が自然人または零細企業である場合、組織は、自然人または零細企業でない、サプライチェーンのさらに川下に位置する次の組織に、正式な代理人としての役割を委任することができる。

注 2：組織は、権限を有する代理人が発行するデューデリジェンス声明に含まれる製品の適合性に対し責任を保持する。

5.4.3 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲に含まれるプロジェクトが供給される全ての顧客に関する情報を維持しなければならない

a) 名称、登録商号または登録商標

b) 住所、E メールアドレス、（存在する場合は）ウェブアドレス。[EUDR 5(3)(b), 9(1)(f)] [■ □ ▲ △]

## 5.5 プロジェクト声明

5.5.1 組織は、プロジェクト声明に以下を含めなければならない。

a) EUDR 対応表示（例：FSC 100%/EUDR 対応+、FSC Mix/EUDR 対応）

b) デューデリジェンス声明参照番号[FSC-STD-40-006 7.1 項/ EUDR 4(7)] [■ □ ▲ △]

5.5.2 FSC EUDR 対応モジュールの範囲にあるプロジェクトについては、<FSC-STD-40-006 FSC プロジェクト認証規格>の 7.1 項に規定されるように、非認証及び非管理部材を言及してはならない。[FSC-STD-40-006 7.1 g)項] [■ □ ▲ △]

## 5.6 木材合法性に関する法令の遵守

5.6.1 組織は、要求に応じて、サプライチェーンのさらに川下に位置する事業者及び EUDR 対応仲介・流通業者に対して、以下を含む、その DDS の下で無視できる程度のリスクしかないとの結論を裏付ける情報を収集し、提供しなければならない

a) 種（それぞれの種の一般名と完全な学名）；

- b) 原材料の原産地であるすべての土地区画の地理的位置情報；
- c) 収穫の日付または時間範囲（開始日と終了日で定義される期間）；
- d) デューデリジェンス声明
- e) 企業の拡張リスクアセスメントと軽減措置の説明 [項 4.6 FSC-STD-40-006/ EUDR 4(7)] [■  
□ ▲ △]

#### デューデリジェンスシステム

4.8 項～4.13 項が適用される。 [■ □ ▲ △]

## 6.FSC-STD-40-005 - FSC 管理木材の調達に関する要求事項

### 適用性についての注記

非認証材を管理木材として調達する目的で FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織については、<FSC-STD-40-005 FSC 管理木材調達のための要求事項>及び本規格の第 4 章（CoC 認証）への適合が必須となる。第 4 章は、FSC-STD-40-005 のデューデリジェンスシステムに関する要求事項を概ね反映しているが、関連する EUDR 条文に対応するよう修正されている。

さらに第 4 章では、EUDR に沿ったリスクアセスメントを実施するために、改訂された指標の枠組みを使用することを求めている。これは、FSC-STD-40-005 にある指標に基づく現行の FSC リスクアセスメントでは、調達原材料が森林破壊を伴わないという側面を十分にカバーできないためである。改定手順<FSC-PRO-60-006b V2-0 リスクアセスメントの枠組み>は、そのようなリスクアセスメントをどのように作成しなければならないかを規定している。

## 第3部 - 商標に関する追加要求事項

### 情報ガイダンス

本セクションには、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 認証製品またはプロジェクトを宣伝するために FSC 商標を使用する組織に対する追加要求事項が含まれる。すべての条項が全ての組織に適用される。

### 7.FSC-STD-50-001 - FSC 商標の使用に関する要求事項

適用性についての注記：FSC EUDR 対応モジュールへの適合を求める組織には、<FSC-STD-50-001 認証取得者による FSC 商標の使用に関する要求事項>及び本項への適合が必須となる。

#### 7.1 広告宣伝目的での FSC 商標の使用

7.1.1 組織は、報告書、ウェブサイト等の広告宣伝用資料において、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲内の FSC 認証製品またはプロジェクトを宣伝するために FSC 商標を使用することができる。[FSC-STD-50-001 5.1 項、FSC-ADV-50-006 1.1 項]

7.1.2 組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲に含まれる製品またはプロジェクトについて、以下の広告宣伝文言を添えて説明することができる

「私たちは、FSC®の強固なシステム ([fsc.org/reg](http://fsc.org/reg)) のサポートにより、[製品/プロジェクト]について EUDR が要求するデューデリジェンスを実施しています。」 [附則 C FSC-STD-50-001、FSC-ADV-50-006 2.1 項]

注：上記の意味を正確に伝えるものであれば、他の代替案でも構わない。

7.1.3 完全に検証されたサプライチェーンをもつ組織は、FSC EUDR 対応モジュールの適用範囲に含まれる製品またはプロジェクトについて、以下の宣伝文句で説明することができる。

「私たちは FSC®を使用して[森林由来の原材料]を森林までさかのぼり、私たちの[製品/プロジェクト]が森林破壊を伴わないことを保証しています([fsc.org/reg](http://fsc.org/reg))。」 [附則 C FSC-STD-50-001、FSC-ADV-50-006 2.1 項]

注：上記の意味を正確に伝えるものであれば、他の代替案でも構わない。

## 第 4 部 - 追加認定要求事項

<本セクションは、認定認証機関への要求事項を記載したものであるため、翻訳は割愛する。>

### Informative guidance

This section includes additional requirements for accredited certification bodies.

General requirements include additions to extending and reducing the scope of certification, surveillance and registering of certification status and issuing certificates.

Forest management evaluations include additions to reporting requirements and certification decision.

Chain of custody evaluations include additions to evaluation requirements, evaluation at the level of the operational site, surveillance evaluation, certification decision, evaluation of controlled wood, evaluation of the organizations due diligence system under chain of custody, reporting requirements and evaluation of FSC Blockchain.

### 8. FSC-STD-20-001 - General Requirements for FSC Accredited Certification Bodies

Applicability note: For the certification body conformity with <FSC-STD-20-001 General requirements for FSC accredited certification bodies>, and this section is mandatory. The certification body is required to verify The Organizations' conformity to the FSC Regulatory Module by implementing the requirements in this section.

#### 8.1 EVALUATION OF THE ORGANIZATION'S DUE DILIGENCE SYSTEM

8.1.1 The certification body shall design and implement a system for evaluating the relevance, effectiveness, and adequacy of the due diligence system (DDS), according to the scope and scale of The Organization's operation. The certification body shall specify and justify in its system the means of verification of risk assessments and mitigation measures established by The Organization, including, but not limited to:

- a) a mechanism for verifying risk designations against available sources of information and applicable requirements;
- b) corroborating evidence provided by the organization with independent sources when possible.

8.1.2 The certification body shall evaluate whether the DDS has been implemented as designed and in accordance with all applicable requirements and any additional guidance provided or approved by FSC.

#### 8.2 EXTENDING AND REDUCING THE SCOPE OF CERTIFICATION

8.2.1 The certification body shall assess their clients' conformity with the applicable requirements of the FSC Regulatory Module, at minimum as a desk-based evaluation, prior to extending the scope of certification.

NOTE: The assessment may be conducted at the regular time scheduled for the next scheduled evaluation or earlier as agreed with the client.

#### 8.3 SURVEILLANCE

8.3.1 The certification body shall carry out a surveillance evaluation to assess The Organization's continued conformity with all applicable certification requirements of this standard at least annually. Surveillance evaluations may be conducted more frequently depending on factors such as:

- a) allegations of nonconformity or integrity risks to the supply chain;

- b) substantiated stakeholder concerns, indicating that a relevant product that their client has placed on the market is at risk of not conforming with the FSC Regulatory Module or the Regulation;
- c) notifications by their client about non-compliance detected by the competent authority.

8.3.2 The occurrence of one (1) or more major nonconformities against any certification requirement in this standard in a surveillance evaluation shall be considered as a breakdown of the clients' management system and the FSC Regulatory Module scope extension of the respective certification shall be suspended within 24 hours of the certification decision being taken.

NOTE: A suspension of the FSC Regulatory Module scope is independent of the certification status of any other FSC certification scope.

8.3.3 The occurrence of organizations' nonconformities related to this standard shall be considered separately from the nonconformities identified against other forest management, chain of custody and controlled wood certification requirements.

8.3.4 During the annual audit, the certification body shall verify that their client informed the competent authority about nonconformities related to non-conforming products and suspensions of the FSC Regulatory Module.

8.3.5 The certification body shall assess a non-compliance detected by the competent authority upon notification by their client and shall suspend the FSC Regulatory Module scope within 24 hours of the certification decision being taken, when confirmed that the non-compliance constitutes a non-conformity with the FSC Regulatory Module.

8.3.6 The certification body shall provide the competent authority access to information related to their clients' conformity with this standard upon request.

## 9. FSC-STD-20-007 - Forest Management Evaluations

Applicability note: For the certification body conformity with <FSC-STD-20-001 General requirements for FSC accredited certification bodies>, <FSC-STD-20-007 Forest Management Evaluations>, Section 8 of this standard and this section are mandatory.

### 9.1 REPORTING REQUIREMENTS

9.1.1 Additional to the minimum mandatory content of the evaluation report and public summary in Annex 4 of <FSC-STD-20-007 Forest Management Evaluations>, the certification body shall register in the reports [Annex 4 FSC-STD-20-007/EUDR 12]:

#### FSC REGULATORY MODULE

Information elements	Evaluation Type			SMEs	Non-SMEs	Public summary
	ME	SE	RE			
77. A summary of the due diligence system, including at least: a) a summary of: i. relevant products; ii. the quantity of the relevant products; iii. the country of production; iv. the geolocation of plots of land where the product was produced, v. the date or time range of harvesting; vi. businesses, operators, or traders to whom the relevant products have been supplied; b) a description of the information and evidence obtained and used to assess the risk, the conclusions of the risk assessment and the measures implemented, and c) a description of the process of consultation of Indigenous Peoples, local communities and other customary tenure rights holders or of the civil society organizations that are present in the area of production of the relevant products.	x	x	x		x	x
78. Date of the evaluation of conformity with the FSC Regulatory Module.	x	x	x	x	x	x
79. Audit findings related to the FSC Regulatory Module.	x	x	x	x	x	x
80. A description of any conditions and subsequent actions taken by The Organization prior to the decision to correct major or minor non-conformities with the FSC Regulatory Module that had been identified.	x	x	x	x	x	x

## 10. FSC-STD-20-011 - Chain of Custody Evaluations

Applicability note: For the certification body conformity with <FSC-STD-20-001 General requirements for FSC accredited certification bodies>, <FSC-STD-20-011 Chain of Custody Evaluations>, Section 8 of this standard and this section are mandatory.

### 10.1 EVALUATION AT THE LEVEL OF THE OPERATIONAL SITE

- 10.1.1 The certification body evaluation shall include a review of information obtained, including complaints, disputes, or allegations, that would point to a risk of nonconformity with the FSC Regulatory Module. [Clause 2.6 e) FSC-STD-20-011]
- 10.1.2 The certification body evaluation shall include a sample of purchasing and sales documentation in the scope of the FSC Regulatory Module. The certification body shall record the corresponding due diligence statement reference number(s). The sampling shall be carried out according to the scope, scale, intensity, and risk of the organization's operation. [Clause 2.6 g) FSC-STD-20-011]
- 10.1.3 The certification body shall evaluate and confirm the plausibility of the supplementary information and evidence associated to the purchasing and sales documentation.

NOTE: To confirm the plausibility means that the evidence can be corroborated by independent sources (e.g., verifiable public sources).

- 10.1.4 The certification body shall confirm that the inputs used in the product groups, covered by the FSC Regulatory Module, were supplied with a regulatory claim (if applicable).

### 10.2 CERTIFICATION DECISION

- 10.2.1 For evaluations in the scope of the FSC Regulatory Module, major nonconformities may be caused by failure of the organization to conform to any of the applicable requirements, including but not limited to examples provided in Box 1.

Examples of major nonconformities to the requirements of the FSC Regulatory Module include:

- a) Missing or incorrect information in the sales documentation (including supplementary documentation) relating to the FSC Regulatory Module (e.g., geolocation of the plot(s) of land, date or time range of production);
- b) Ineffective segregation measures resulting in mixing of Regulatory material with non-eligible material;
- c) False or incorrect regulatory claims on non-eligible material;
- d) Absence of, or failure to implement, a complaint procedure;
- e) Evidence that the organization has manipulated information regarding the compliance with timber legality legislation;
- f) Failure to provide the necessary assistance to the competent authorities.

*Box 1. Examples of major nonconformities for evaluation of the FSC Regulatory Module (informative guidance).*

### 10.3 EVALUATION OF CONTROLLED WOOD ACCORDING TO FSC-STD-40-005

- 10.3.1 The certification body shall verify whether information on material and supply chains allows The Organization to confirm the origin of the material to the plot of land and verify the time of production. [Clause 6.5 FSC-STD-20-011]

## 10.4 EVALUATION OF THE ORGANIZATION'S DUE DILIGENCE SYSTEM UNDER CHAIN OF CUSTODY

### General requirements

10.4.1 The certification body shall verify whether information on material and supply chains allows The Organization to:

- a) confirm the origin of the material to the plot of land;
- b) conduct a risk assessment related to the origin of the material;
- c) conduct a risk assessment related to mixing material with non-negligible inputs in supply chains;
- d) develop and implement control measures mitigating or avoiding the risk(s);
- e) review and, if necessary, revise the DDS to ensure its relevance, effectiveness, or adequacy.

NOTE: This includes verification of whether The Organization has enforced its suppliers to notify it of any changes affecting risk designation or mitigation.

10.4.2 All records used for evaluating the DDS shall be sampled at random. When selecting documents for sampling, the certification body shall not be guided or influenced by staff of The Organization.

10.4.3 The certification body shall specify and justify the sampling rate of data, including, but not limited to:

- a) history of nonconformities;
- b) any information received by the organization and/or the certification body that would point to a risk of nonconformity;
- c) complexity and length of supply chains;
- d) participation in a fully verified supply chain.

NOTE: The history of nonconformities refers not only to those in the scope of the FSC Regulatory Module, but also to The Organization's management control, including the identified critical control points.

10.4.4 The certification body shall verify the accuracy of the data used to support the organization's due diligence and shall determine additional means of verification when there's a risk of nonconformity with the certification requirements.

NOTE: Field verification (audits at the forest level and on-site verification of suppliers/sub-suppliers) may be necessary to verify the accuracy of the data.

10.4.5 Except for FSC 100% input materials, the certification body shall approve the organization's DDS for the existing supply area, and/or extended to new supply areas, covering the risk assessment process for the risk of origin and the risk of mixing, risk designation, and corresponding mitigation measures (where applicable).

10.4.6 The certification body shall approve a reviewed and revised DDS where there is a change in the risk designation from non-negligible to negligible risk, whether or not at the annual evaluation.

### *Risk assessment related to origin*

10.4.7 The certification body shall verify the correct use of applicable FSC Risk Assessment(s).

10.4.8 The certification body shall verify whether the organization's risk assessment and risk designations are adequate and justified, including whether:

- a) the risk assessment follows all applicable requirements of <FSC-PRO-60-006b V2-0 Risk Assessment Framework>;

- b) the sources of information used are independent, objective, and sufficient to justify risk designation;
- c) the geopolitical scale of the assessment is adequate to the supply area(s);
- d) the risk designation is justified and verifiable based on sources used;
- e) the risk specification includes sufficient information to allow the development of adequate mitigation measures.

10.4.9 The certification body shall verify whether the organization has reviewed and revised its risk assessment where necessary, to ensure the continued correctness and relevance.

*Risk assessment related to mixing material*

10.4.10 The certification body shall verify whether the risk assessment related to the mixing of material with non-negligible inputs during transport, processing, and storage before the material reaches The Organization is adequate to the scope of the DDS and justified.

**Evaluation of risk mitigation**

10.4.12 The certification body shall verify the implementation and the adequacy of mitigation measures, including:

- a) a sample of each type of control measure for each type of risk identified in the DDS. The sampling rate shall be established and justified by the certification body according to the scope of the DDS;
- b) results of internal and external audits by The Organization;
- c) comments, complaints, appeals, substantiated concerns, and any information received by the certification body;
- d) the process of review and revision of the DDS by The Organization.

**10.5 REPORTING REQUIREMENTS**

NOTE: The requirements in this section are additional to Section 12, Table B of <FSC-STD-20-011 Chain of Custody Evaluations>.

10.5.1 FSC-STD-01-004 (including the version number) shall be added as an applicable FSC standard to item 2 e).

10.5.2 A brief description of the system by which the organization maintains control of all product groups in the scope of the FSC Regulatory Module shall be added to the Evaluation findings in item 4 a) and item 5 a).

10.5.3 The certification body shall describe the evaluation of the FSC Regulatory Module requirements, including the following as a minimum:

- a) description of the DDS;
- b) information made publicly available by The Organization, or references to such (according to Section 4.12 of this standard). This information shall be available for the period of validity of the certificate;
- c) information about who has developed the DDS or elements of it, including whether the DDS was developed by an external party;
- d) brief summary of the risk mitigation measures applied by The Organization, where applicable;
- e) brief summary of findings from field verification(s) (including audits at the forest level and on-site verification of suppliers in the supply chain), with justification for the sampling rate applied, where applicable.

# 附則 1： EUDR の適用範囲外の組織には適用されない要求事項

## パート 1 森林管理認証の追加要求事項

### 1. 適用される森林規格

**EUDR を遵守する必要のない組織には適用されない要求事項：**

1.1.3

1.1.4

1.1.5

1.3.3

1.5.1

1.5.2

1.6.3

1.7.1

1.7.2 (一部) 関連する管轄当局に通知する必要はなく、製品が供給された組織のみに通知する。

1.7.3

## パート 2 - CoC 認証の追加要求事項

### 4. FSC-STD-40-004 - CoC 認証

**EUDR を遵守する必要のない組織には適用されない要求事項：**

4.1.4 (一部) 関連する管轄当局に通知する必要はなく、製品が供給された組織のみに通知する。

4.1.5

4.1.6

4.2.3 関連製品が EU から輸出された場合（すなわち、供給者／間接的な供給者が EU に拠点を置いているため、デューデリジェンス声明の発行が要求される場合）、この要求事項は依然として適用される。

4.4.1 (一部) 関連製品が EU から輸出されていない限り（上記 4.2.3 参照）、組織は、デューデリジェンス声明参照番号を記録し、維持する必要はない。

4.5.4

4.5.5

4.5.6

4.6.1 d)

4.8.2 (一部) 組織は、デューデリジェンス声明の参照番号を管轄当局に提供する必要はない。

4.8.3 組織は、関連製品が EU から輸出された場合（上記 4.2.3 及び 4.4.1 を参照）にも、この要求事項を適用しなければならない。

4.12

## 5. FSC-STD-40-006 - プロジェクト認証規格

**EUDR を遵守する必要のない組織には適用されない要求事項：**

5.1.4

5.1.5

5.2.5 関連製品が EU から輸出された場合（すなわち、供給者／間接的な供給者が EU に拠点を置いているため、デューデリジェンス声明の発行が要求される場合）、この要求事項は依然として適用される。

5.3.1 関連する管轄当局に通知する必要はなく、プロジェクトの売却先団体にのみ通知する。

5.4.1

5.4.2

5.4.3

5.5.1 b)

5.6.1 d)

## 附則 2：デューデリジェンス声明

EUDR の附則 II に規定されている、第 4 条 2 項に従い、デューデリジェンス声明に含まれるべき情報：

1. 事業者の名称、住所、関連商品及び関連製品が市場に出入りする場合は、規則（EU）No 952/2013 の第 9 条に従った経済事業者登録・識別（EORI）番号。
2. 事業者が上市または輸出しようとする関連製品の HS コード、商品名及び該当する場合は完全な学名を含む自由文による説明、及び量。市場に出入りする関連製品の場合、その量は、正味質量キログラム、及び該当する場合、示された HS コードに対して規則（EEC）No 2658/87 の附則 I に規定された補足単位で表すか、またはその他のすべての場合、推定百分率若しくは偏差を特定した正味質量、または該当する場合、体積または個数で表す。補足単位は、デューデリジェンス声明で言及される HS コードのすべての可能な小見出しに一貫して定義されている場合に適用される。
3. 関連商品が生産されたすべての土地区画の生産国及び地理的位置情報。関連製品が異なる土地区画で生産された商品を含むか、またはそれらを使用して製造された場合、第 9 条 1 項の(d)に従い、すべての土地区画の地理的位置情報を含まなければならない。
4. 第 4 条(8)及び(9)に従い、既存のデューデリジェンス声明を参照する事業者については、当該デューデリジェンス声明の参照番号。
5. 以下の文面：「このデューデリジェンス声明を提出することにより、事業者は、規則（EU）2023/1115 に従ったデューデリジェンスが実施され、該当する製品が同規則の第 3 条 (a) または (b) に適合していないリスクがない、また無視できる程度であることが判明したことを確認する。
6. 以下の形式の署名  
「\_\_\_\_\_を代表して署名する：  
日付  
氏名と役職：署名」

## 附則 3：リスク評価の指標

表 5. リスクアセスメントの指標と関連する基準

注：この表は<FSC-PRO-60-006b リスクアセスメントの枠組み>の簡易リスクアセスメントに適用される一連の指標を含む。

No.	FSC-PRO-60-006b における番号	指標	該当する森林管理規格の関連基準
<b>土地の利用と管理</b>			
1		土地の所有権は確保され、法的要求事項に従って登録されている。	基準 1.2
2		土地の管理権は確保され、法的要求事項に従って登録されている。	基準 1.2 基準 1.3
3		森林伐採許可証（コンセッションライセンス）は確保され、法的要求事項に従って発行・登録されている。	基準 1.2 基準 1.3
4		伐採許可証は確保され、法的要求事項に従って発行・登録されている。	基準 1.3
5		土地利用及び管理計画に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
<b>税金と手数料</b>			
6		使用料、土地・地域税、手数料の支払いに関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
7		消費税及び/またはその他の売上税の支払いに関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3
8		法人税の支払いに関する法的要求事項は、利益税を含め遵守されている。	基準 1.3
9		貿易税及び/または輸出税及び手数料の支払いに関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3
<b>汚職及び/または文書やデータの改ざん</b>			
10		贈収賄、詐欺、利益相反を含む汚職に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.7

11		あらゆる形態の贈収賄と汚職は回避されている。	基準 1.7
12		データや書類の改ざんは起こっていない。	基準 1.7
<b>経営活動と環境保護</b>			
13		管理活動に関する法的要求事項及び関連する経営上の要求事項が遵守されている。	基準 1.3
14		管理活動に関連するインフラの開発と維持は、環境価値保護について適用される規範と法的要求事項に従う。	基準 1.3
	16	生物多様性の保全、保護地域、固有種、希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地の保護に関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3
	17	ワシントン条約対象種の伐採、採集、取引に関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3 基準 1.5
	18	管理活動から出る廃棄物の量と影響は法的要求事項に準拠し、管理され最小化されている。	基準 10.12
	19	管理活動に起因する汚染は、法的要求事項に準拠し、管理され、最小限に抑えられている。	基準 6.3 基準 10.6 基準 10.7 基準 10.10
	20	水資源は、長期的な持続可能性を確保することを目的として、法的要求事項を遵守し、責任を持って保護・利用されている。	基準 1.3 基準 6.7
	21	管理活動による土壌への悪影響は最小限に抑えられ、法的要求事項を遵守している。	基準 1.3
<b>安全衛生</b>			
	22	労働安全衛生に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	24	管理活動における化学物質の使用、適用、保管、廃棄は、環境と人の健康と安全の保護に取り組み、法的要求事項を遵守している。	基準 1.3
<b>人権と労働者の権利</b>			

	25	国際法で保護されており、国内法に明記されている人権は遵守されている。	基準 2.1 基準 3.4
	26	製品の収穫または取引は、国際的人権の侵害に寄与していない、または武力紛争に関連していない。	対象外
	27	児童労働と若年労働者の雇用に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	29	強制労働を含む現代的奴隷制に関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3
	31	結社の自由、団結権、団体交渉権に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	33	労働者の募集及び雇用に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	34	契約や労働許可に関連する法的要求事項、及び資格やその他の研修要求事項に関する要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	35	社会保険料や、雇用主が労働者に代わって源泉徴収した社会税・所得税の支払いなど、労働者の賃金やその他の支払いに関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3 基準 2.4
	36	労働時間、時間外労働、休憩時間、休日に関する法的要求事項は遵守される。	基準 1.3
	38	労働者に対する差別に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	40	職場における男女平等に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3 基準 2.1 基準 2.2
<b>第三者の権利</b>			
	42	先住民族の権利に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.3
	43	土地の保有と管理を含む先住民族の権利は、FPIC の原則に従って尊重され、支持されている。	基準 3.2 基準 3.4 基準 3.6

	44	伝統的民族の権利に関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3 基準 4.2
	45	土地の保有と管理を含む伝統的民族の権利は、FPIC の原則に従って尊重され、支持される。	基準 4.2 基準 4.8
	46	法的に認められた慣習上の権利や地域社会の権利が特定され、尊重されている。	基準 1.3 基準 3.1 基準 3.2 基準 4.1 基準 4.2
	47	地域社会の権利が尊重され、支持されている。	基準 4.2
	48	先住民族、伝統的民族、地域社会とのやりとりは、敬意を払い、慣習に合った適切な方法で行われる。	基準 3.1 基準 4.1
<b>取引と輸送</b>			
	49	製品の取引及び輸送に関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.5
	50	適用される取引制限及び制裁に関連する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.5
	51	製品の分類に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.5
	52	製品の輸出及びまたは輸入に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.5
	53	オフショア取引及び移転価格に関する法的要求事項は遵守されている。	基準 1.5
<b>デューデリジェンス/デュー・ケア</b>			
	54	デューデリジェンスまたはデューケアに関する法的要求事項が遵守されている。	基準 1.3
<b>転換と森林劣化</b>			
	55	2020 年 12 月 31 日以降、自然林からの転換及び植林地から農業利用への転換はない。	基準 6.9 基準 6.11 FSC-ADV-20-007_24

	<b>57</b>	2020年12月31日以降、自然林の劣化はない。	基準 6.9 基準 6.11
--	-----------	--------------------------	-------------------



**FSC 国際事務局 - パフォーマンス&規格部**

Adenauerallee 134

53113 Bonn

Germany

**Phone:** +49 -(0)228 -36766 -0

**Fax:** +49 -(0)228 -36766 -65

**Email :** [psu@fsc.org](mailto:psu@fsc.org)